

教職支援室便り（12月号）

令和3年12月10日（金）

文責：教職支援室 曾我文敏

☎0985-20-4808

教職課程授業「教育実習事後指導」への支援 外部講師の先生方に感謝！！！！

本年7月29日（木）、教職課程授業「教育実習事後指導」においては、外部講師として、3名の先生をお迎えし、教職の魅力や課題等について講話をしていただきました。3名の先生は、宮崎市立田野小学校 三樹史朋（みつぎ ふみとも）先生
宮崎市青少年育成センター 水元重夫（みずもと しげお）先生
宮崎県立宮崎大宮高等学校 渡部祐一（わたなべ ゆういち）先生 です。

当日は、小学校、中学校、高等学校の3つのグループに分かれ、小学校：三樹史朋先生、中学校：水元重夫先生、高等学校：渡部祐一先生に担当していただき、充実した時間となりました。特に教育の本質に迫る講話は、学生の皆さんにとって、大変貴重なものとなりました。3名の先生方、お忙しい中、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。



<小学校：三樹史朋先生>

<中学校：水元重夫先生>

<高等学校：渡部祐一先生>

学生の皆さんの感想の一部を紹介します。

<小学校>

教育的愛情は、教師が必ずもっていなければならない資質だと考える。私は、これまで教育的愛情を、子どもたちとの時間を共有し、その中で築くものだと捉えていた。三樹先生の講話の中で、教育的愛情とは「どのような子になってほしいか」という、教師側の願いを含んだ未来へのメッセージだという話があった。このことから、時間を共有するだけで終わるのではなく、子どもたちに身に付けさせたいこと、できるようになってほしいこと、こんな子になってほしいという願いや目標を掲げること、そしてその願いを子どもたちに伝えることが大切なのだと感じた。明確な目標をもつことで、その目標を達成するための段階的なステップを設けることができ、確実な成長につながる。私も、教師になった際は、4月の学級開きで、自分のしっかりとした目標をもち、熱い想いを伝えたいと思った。本当に心に残る授業だった。

<中学校>

水元先生は、教育に対する情熱、幅広い教養、教養を身につけるための学び続ける向上心、社会的経験、授業に必要な技術力、といった資質をもっておられると感じた。私は、水元先生の話をお聞きして、特に幅広い教養をもちたいと思っている。幅広い教養を身につけることは、人間性を養い人間力を高められる。人間力が高い教員は、やはり魅力的でそれは生徒に必ず伝わる。振り返ると自分が中学生の時好きだった先生は、授業以外で新しいことを教えてくれたり、挑戦させてくれたり、私にとって魅力的な先生だった。教員と生徒である前に、学校で一緒に生活する人間と人間であることを忘れないようにしたい。教員に求められる資質は、これから変わっていくものもあると思うが、変わらない資質について、水元先生から学ぶことができた。貴重な時間を過ごすことができた。

<高等学校>

渡部先生のお話で、教師に求められる力は、「①教科を教える力、②心を育てる力」であると学んだ。そもそも学校の先生とは、「次の世代を育てる」職業であり、「次の世代を育てる」とは、子どもたちの「頭」と「心」を育てることだと学んだ。子どもたちの「頭」を育てるには、教師として「①教科を教える力」を身に付け、その教科のプロにならないといけない。また、子どもたちの「心」を育てるため、教師には「②心を育てる力」が必要である。生徒たちの「心」を育てるには、学級経営力、何より人間性が大事だと思った。

そして、学生からの「教師の仕事は、ブラックだと思いますか？」という問いに、渡部先生は、即NOと答えられたのが印象的だった。ブラックだという見方をしてしまえば、教師という職業のマイナス面しか見えなくなってしまう。渡部先生は、本当に心から教師の職業に誇りとやりがいをもっておられ、これから私が教師になる際に心がけようと思った。素晴らしいお話だった。

教職特別講座：22名参加

教職特別講座が始まって、1か月あまりが経ちました。現在、3年生を中心に22名の皆さんが参加しています。これまでで最も多い参加者ですが、ぜひ最後まで、全員学び続けてほしいです。「継続は力なり」と言われますが、地道に、こつこつと積み上げていった力は、その人を支える土台（資質・能力）となるものです。卒業生の皆さんも、教職特別講座（旧：勉強会）を通して、教員としての資質・能力を向上させ、今学校現場で活躍しています。

なお、来年2月までの演習内容は次の通りです。

日曜	時限	演習内容（予定）
12月14日（火）	3	学校教育法（施行規則）
12月21日（火）	3	学校教育法（施行規則）
1月4日（火）	3 4	第1回東京アカデミー模擬試験
1月17日（月）～1月28日（金）		・後期定期試験期間
1月31日（月）～2月4日（金）		・集中講義期間
2月5日（土）～2月8日（火）		・卒論発表期間
2月9日（水）	2	地方公務員法
2月10日（木）	2	地方公務員法 教育公務員特例法
2月11日（金）～2月13日（日）		・卒論発表期間

2月14日(月)	2	教育公務員特例法
2月15日(火)	2	教育職員免許法
2月17日(木)	2	学習指導要領の特色 ◇主体的・対話的で深い学び ◇カリキュラム・マネジメント ◇社会に開かれた教育課程 等 前半 学習指導要領演習問題 後半 「主体的・対話的で深い学び」討論
2月22日(火)	2	教育法規演習問題
2月24日(木)	2	いじめ防止対策推進法等

教職課程履修者対象座談会

先月11月30日(火)、教職課程履修者(1年生～3年生)対象座談会が行われました。座談会は、グループ別協議で進められ、とても充実した会となりました。

私が参加したグループは、1年生と2年生で構成されていましたが、様々な質問が次から次に出され、時間の過ぎるのも忘れるほどでした。質問としては、主に教職の魅力や困難性、教員採用選考試験対策など、次のような内容でした。

- 現場の先生方は、どんな問題・課題をもっているのか。
- 教職の魅力は何か。
- 教員採用選考試験に向けて、2年生までに、どのような勉強をしておけばよいか。
- 英語力は、どの程度付けておけばよいか。
- 教員採用選考試験を受験する際、どのように自治体を選択すればよいか。
- 留学等を経て、教員採用選考試験を受けることはどうか。
- 教員採用選考試験における模擬授業は、どのように行われているか。
- 教員採用選考試験では、どのような筆記試験が行われているか。筆記試験の内容を教えてください。
- 筆記試験において、一般教養を実施する自治体は多いか。
- 教育実習の内容を教えてください。
- 介護等体験の内容を教えてください。
- 教員採用選考試験の情報を得るにはどうすればよいか。
- 大学推薦について教えてください。
- 教職特別講座について、詳しく教えてください。
- 学校現場体験活動が行われている中学校を教えてください。
- 教員採用選考試験における、併願の内容について教えてください。等

今回の会を通して感じたことは、学生の皆さん相互の交流、また教職課程の先生方と学生の皆さんの交流の重要性です。また、1年生、2年生への支援が課題であると、改めて認識しました。

教職支援室担当者としては、学生の皆さんの様々なニーズに応えられるよう、日頃から準備をしています。現在の学校教育の現状を踏まえると、教職を目指す人材を大切に育てることが、本学の教職課程の大きな課題であると捉えています。



<座談会の様子>

道徳の教科化に思う！（シリーズ55）

平成29年の6月号から、「道徳の教科化に思う」をテーマに、道徳授業の本質的な在り方等について連載しています。今回は、道徳科の授業における、「教科用図書とともに教科用図書以外の教材を有効に活用すること」について掲載します。

1 教科用図書とともに教科用図書以外の教材を有効に活用すること

道徳の教科化に伴い、主たる教材として教科用図書が用いられている。各学校では、今後、道徳科の年間指導計画の見直しの中で、教科用図書を中心に教材の活用研究がなされていくことと思うが、教科用図書以外の有益適切な教材についても、活用を図ることが有効であると考え。教科用図書の使用に関しては、「小学校・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」では、次のように述べられている。

○ 第4章第4節1（2）

道徳科においても、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことは言うまでもないが、道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根差した地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要となる。

○ 第4章第4節2（3）

教科用図書以外の教材を使用するに当たっては、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日 初等中等教育局長通知）など、関係する法規等の趣旨を十分に理解した上で、適切に使用することが重要である。

これらを踏まえながら、教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学習指導要領等の趣旨を理解した上で、有益適切な副読本等の教材を活用することは、検討の余地があると考え。特に重点指導内容項目については、各学校の実態に即して設定されることから、年間指導計画作成上も、一定の弾力的な教材活用の工夫を行う必要性が出てくる。また、これまで活用されてきた副読本等の中には、児童生徒の道徳性を養う上で、有益適切な読み物教材も多く掲載されている。充実した年間指導計画のもとで、有益適切な教材を活用して、道徳授業が行われることを望みたい。

なお、教科用図書の中には、これまでに活用されたことのない教材もある。初めて出会う教材については、新鮮に感じられる一方で、これまでの実践例がないことから、その見方や考え方を整理することが求められる。特に、短い文章やほとんどが絵で構成されている教材、また望ましい言動や行動の仕方を問う教材等の活用においては、どのように教材分析を行うのか、どのような発問を計画するのかなど、難しい問題が出てくる。その際には、道徳科の時間の指導のねらいに照らしながら、厳しく（批判的に）教材をみるのが重要である。そこに、教師の指導への発想が生まれる。厳しく（批判的に）教材をみることは、教材を大切にすることになる。更には、教科用図書にある発問例などの活用については、児童生徒の実態や教師の指導観をもとに、十分な検討を経て取り組まれることを期待する。教科用図書を教えるのではなく、教科用図書を通して教えるという基本的な考え方を踏まえ、教師の主體的な授業づくりへの姿勢を大切にしたい。

2 関係法規

(1) 学校教育法第34条「教科用図書・教材」

○ 第1項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

○ 第4項

教科用図書及び第2項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

※ 準用規定・中学校第49条 高等学校第62条

- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条「教育委員会の職務権限」
教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。
(略)
六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
(略)
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条「学校等の管理」
教育委員会は、法令又は条令に違反しない限りにおいて、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、整備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。(略)
2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定めを設けるものとする。